

高齢者等住宅除排雪事業

◆対象世帯

藤里町に住所を有し、現に居住している非課税世帯で、独力で除排雪が困難かできない次のいずれかに該当する世帯。
 ①70歳以上（平成25年3月31日で70歳になる方を含む）の高齢者のみの世帯
 ②1級・2級の身体障害者手帳所持者のみの世帯

③障害程度「A」の療育手帳所持者のみの世帯

◆除排雪の内容

【玄関前除雪】

降雪により堆積した庄雪の深さが20cm以上のとき、除排雪することが困難な場合、玄関前から公道までの通行部分の除雪を行います。

【屋根の雪おろし】

屋根の堆積した雪の厚さが50cm以上となつたとき、積雪状況を勘案し雪おろしを行います。（対象部分は住宅部分のみで、物置等附属建物は除く。）
2万円を上限として助成します。

助成額を超える場合、超えた分については利用者負担となります。

◆利用回数

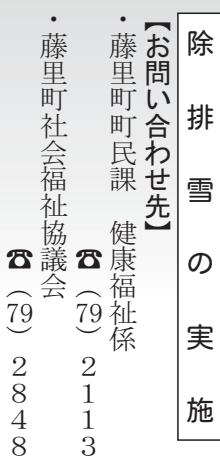
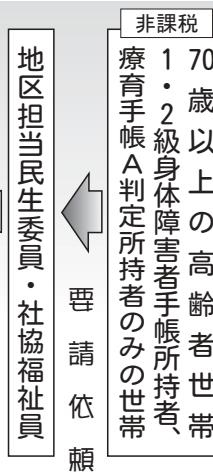
1年度において、それぞれ3回まで利用できます。

（5）2012.12 ふじさと

該当する世帯の方は、地区の民生児童委員または社協福祉員に要請依頼をしてください。現地訪問し、事業の実施が適切と判断された場合、町社協へ連絡をして町社協が実施を認めたとき、町内業者に連絡し除排雪を行います。

当該する世帯の方は、地区の民生児童委員または社協福祉員に要請依頼をしてください。現地訪問し、事業の実施が適切と判断された場合、町社協へ連絡をして町社協が実施を認めたとき、町内業者に連絡し除排雪を行います。

除排雪のながれ



水道の凍結にご用心

いよいよ、冬の本格的シーズン。水道の凍結が心配です。

水道の凍結を防ぐために、次に注意してください。

①水抜き栓を開いたあとに蛇口を開いて、水を完全に落とす。

②日中でも、長時間水道を使用しない場合は、水抜き栓を閉める。

③遠隔操作の水抜き栓を使用している家庭では、屋根からの落雪などにより、操作が不能になることがありますので、囲いなどで水抜き栓を守る。

④冬期間はメーターライナーの検針はないので、凍結防止のため、メーターライナーの雪は払わない。

⑤凍結、破損により、漏水などの異常に気づいたときは、役場生

活環境課環境整備係（☎ 79-12115）に連絡してください。

☆屋内の蛇口の凍結は、各家庭で水道業者に連絡して修理してください。

☆水道は、わたしたちの日常生活の中でも欠くことのできない設備です。蛇口や水抜き栓の点検を十分に行い、冬の凍結に備えましょう。

国民年金保険料納付免除等制度について

所得が少ないなどの理由で、保険料を納めることが難しい場合には、保険料が免除または猶予される制度を利用できます。

★保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合、申請し承認されると免除になります。

【免除の種類】全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除

★若者納付猶予制度（30歳未満の方20歳以上30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合は、申請し承認されると納付が猶予されます。

★学生納付特例（学生の方）

大学、短大、専修学校等に在学する学生などで、本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合は、申請し承認されると納付が猶予されます。

※詳細については、お近くの年金事務所または、役場町民係までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

鷹巣年金事務所

☎ 0186 (62) 1497

藤里町町民課町民係

☎ (79) 2113